

別紙6 通所介護事業者の指定に係る審査事項

(その1) (1単位)

															※受付番号				
事業所	フリガナ																		
	名称																		
	所在地		(郵便番号 -)																
			(ビルの名称等)																
	直通連絡先		直通電話番号										FAX番号						
E-mail																			
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)						生年月日							
	氏名																		
			当該通所介護事業所等で兼務する他の職種																
					事業所等の名称														
					兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設														
				兼務する職種及びその職種に従事する時間等															
実施単位数		単位		同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限														人	
単位別従業者の職種及び員数				生活相談員				看護職員				介護職員				機能訓練指導員			
				専従		兼務		専従		兼務		専従		兼務		専従		兼務	
常勤(人)																			
非常勤(人)																			
※基準上の必要人数(人)																			
※適合の可否																			
食堂及び機能訓練室の合計面積										※基準上の必要数値				※適合の可否					
										平方メートル				平方メートル以上					
主な 掲 示 事 項	利用定員		人																
	営業日		日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日								
	営業時間		平日	時分から時分まで				土曜	時分から時分まで				日曜又は祝日	時分から時分まで					
			(備考)																
	利用料		法定代理受領分																
			法定代理受領分以外																
	その他の費用																		
通常の事業の実施地域		①		②				③				④				⑤			
		(備考)																	

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 当該事業所内で複数の単位の通所介護事業を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業者の職種及び員数については、別紙6(その2)に記入の上、添付すること。

3 当該事業所の所在地以外の場所に、当該通所介護事業の一部を実施する施設を有するときは、別紙6(その3)に必要事項を記入の上、添付すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 申請者の登記事項証明書又は条例等

- (2) 事業所の平面図及び設備の概要を記載した書類
 - (3) 運営規程
 - (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (5) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (6) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条第1項第10号に規定する誓約書
 - (7) 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施しようとするときは、当該指定居宅サービスに係る部分とそれ以外のサービスに係る部分の料金の状況が分かる料金表
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき介護保険法施行規則第130条の3に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき同省令第130条の4第2号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、同省令第119条第4項各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。